



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表

令和元年11月12日

## 山梨県特定最低賃金（自動車）が変わります！

（山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金は、22円引上げて918円に）

- 1 山梨労働局(局長 藤本達夫)は、令和元年11月12日、次のとおり山梨県特定最低賃金(山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金)の改正決定を行い、本日付け官報に公示した。

山梨県特定 最低賃金	自動車・同附属品製造業	時間額 918円	効力発生日 令和元年12月12日
---------------	-------------	-------------	---------------------

- 2 山梨労働局では、令和元年10月11日に山梨地方最低賃金審議会より、特定の業種である「自動車・同附属品製造業」に適用される最低賃金額に係る答申を受け、最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)により答申内容の要旨を公示した。

今回、締切日である10月28日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会答申どおり1時間当たり22円引上げて918円に改正決定し、本日付けの官報に公示した。これにより、上記の最低賃金額が、令和元年12月12日から発効することとなった。

(※)

- 3 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、現在審議中であり、早ければ11月14日に山梨地方最低賃金審議会から答申される予定である。

また、特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和元年10月1日から「837円」が適用されている。

(※) 山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。